

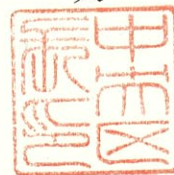


中央区告示第百二十九号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条の六第一項の規定に基づき、中央区立桜川公園における公募設置等計画の変更を認定したので、同条第三項において準用する同法第五条の五第二項の規定に基づき告示します。

令和八年四月十四日

中央区長 山本 泰 人



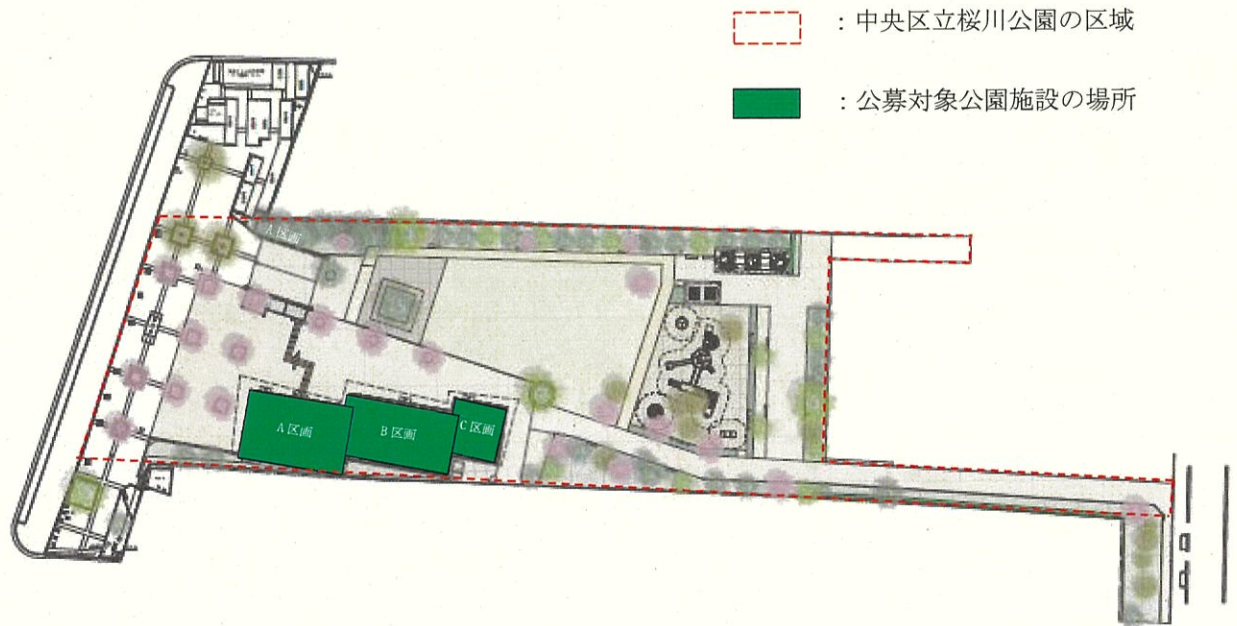
一 公募設置等計画の変更を認定した日
令和八年三月三十一日

二 認定の有効期間
公募設置等計画に基づく公園の供用開始から二十年間

三 公募対象公園施設の場所
中央区立桜川公園内指定場所（別紙図面のとおり）

別紙（図面）

公募対象公園施設の場所 中央区立桜川公園内指定場所



中央区告示第百三十号

中央区受動喫煙防止対策の推進に関する条例（令和二年六月中央区条例第二十七号）第八条第三項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和八年四月十四日

中央区長 山本 泰

記



一 指定喫煙場所の名称、所在地、供用時間及び指定をする日

THE TOBACCO N I H O N B A S H I S E C O N D	所在地 東京都中央区日本橋 二丁目一番十四号 ローソン中央通り店内	供用時間 午前七時から 午後九時まで	指定をする日 令和八年四月二十日
---	--	--------------------------	---------------------

